

プロジェクト 連結納税制度の見直しへの対応

項目 公開草案を再度公表する必要性の有無に関する検討

本資料の目的

- 2021 年 3 月 30 日に公表した実務対応報告公開草案第 61 号グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い(案)(以下「本公開草案」という。)に対するコメントは 2021 年 6 月 11 日に締め切り、8 通のコメント・レター(団体等 6 通、個人 2 通)が寄せられた。当委員会では、本公開草案に寄せられたコメントを分析し対応案の検討を行ってきた。その結果、現状の文案においては、本公開草案の提案から変更した箇所がある。
- 本資料は、デュー・プロセスの観点から、公開草案を再度公表する必要性の有無について検討することを目的としている。

公開草案の提案から変更を行った主な項目

- 本公開草案の公表以後、税効果会計専門委員会及び企業会計基準委員会における審議によって、本公開草案の提案から主に以下の点について変更を行っている。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
(1) 実務対応報告第 7 号の設例における投資簿価修正に関する記載の踏襲	他の通算会社の株式等について、評価損に係る繰延税金資産を計上した場合には、評価損計上前の帳簿価額と税務上の簿価純資産価額との差額について税効果を合わせて認識する旨を記載していた。	当該評価損に係る繰延税金資産を計上していない場合で、税務上の簿価純資産価額が評価損計上前の帳簿価額を下回るとき(当該下回る部分が評価損に係る将来減算一時差異の範囲内である場合に限り)は、当該下回る部分に係る繰延税金負債を認識しない旨の記載を追加した。	連結納税制度における取扱いを変更することは意図しておらず、実務対応報告第 7 号[設例 5] 2. (2) ③また書きの記載を踏襲することを明確化するものであり、再度公開草案を公表する必要性はないものと考えられる。
(2) 通算税効果額の授受を行わない場合	通算税効果額の授受を行わない場合の会計処理及び開示について	通算税効果額の授受を行わない場合は、企業会計基準第 24 号「会計	通算税効果額の授受を行わない場合の考え方を明確化するものであ

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
が「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」に該当することを明確化	は、連結納税制度における取扱いを踏襲するか否かも含め取り扱っていない旨を記載していた。	方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第4-3項に定める「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」に該当することになると考えられる旨の記載を追加した。	り、再度公開草案を公表する必要性はないものと考えられる。
(3) 会計方針の変更に関する注記の取扱いの明確化	税効果会計に関する経過的な取扱いとして、連結納税制度を適用している企業がグループ通算制度に移行する場合、本実務対応報告の適用は、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当するが、会計方針の変更による影響はないものとみなす旨を記載していた。	会計方針の変更による影響はないものとみなすこととあわせて、会計方針の変更に関する注記は要しない旨の記載を追加した。	会計方針の変更による影響はないものとみなすことに関して、注記の取扱いを明確化するものであり、再度公開草案を公表する必要性はないものと考えられる。

4. 上記の検討の結果、現状の文案では、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。

ディスカッション・ポイント

上記の対応についてご意見をお伺いしたい。

以 上